

のれんの非償却について、作成者、監査人、利用者から意見聴取

IASB.J.のれん非償却公聴会

去る2月24日、企業会計基準委員会が、第570回企業会計基準委員会（第8回）「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会を開催した。

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関して、財務諸表作成者、監査人、財務諸表利用者から意見を聴取した。

財務諸表作成者

次の財務諸表作成者が説明を行った。

- ・手塚史氏（旭化成㈱ 経理・財務部 部付リードエキスパート）
- ・岩本一将氏（㈱串カツ田中ホールディングス 執行役員 管理部長）
- ・久野俊介氏（ENEOSホールディングス㈱ インベスター・リレーションズ部）

(1) のれんの非償却のれん非償却を導入する会計基準の改正の是非については、

説明者全員が反対と回答した。

「将来の収益力に対する期待を表すのれんについて、時間の経過とともにその期待が事実として確定するため、その価値は減少していくので、償却が合理的」（手塚氏）、「毎期ののれんの減損テストは作成者、監査人に相対的な負担が大きい」（久野氏）との説明がされた。

また、のれんの償却と非償却の選択については「非償却を選択した企業の業績がよく見えるのは問題」（岩本氏）、「日本基準を適用する上場企業間の財務報告の比較可能性を担保できないおそれ」（久野氏）と反対意見が多く聞かれた。

のれんの非償却における問題点については、「巨額の減損リスクが高まること、事務負担が増大するのが問題」（岩本氏）との意見が聞かれた。

IFRS会計基準の適用と非償却IFRS会計基準を適用する

IFRS会計基準を適用する

ことにより非償却とすることも可能となることをどのように考えるかという質問に対して、「のれん非償却のためにIFRSに移行するのは費用対効果が合わない企業が多いのでは」（岩本氏）との回答があった。

(3) のれんの非償却を導入する場合の負担

IFRS任意適用企業から見たのれんの非償却の導入の負担について、「減損テストが相当の実務負担となる。決算作業における時間的制約もあり、正確な減損テストを毎期実施できない懸念」（久野氏）と説明がされた。

(4) のれん償却費の計上区分

のれん償却費の計上区分の変更については、「販売費及び一般管理費に計上したうえでのれん償却前営業利益およびのれん償却費を表示する案は、低コストで対応でき、スタートアップ企業の要望に応えられるので支持」（手塚氏）、「現行処理を継続適用すべき」（久野氏）との意見が聞かれた。

(5) 委員との質疑応答

委員から、「M&Aにおいて、のれんの償却・非償却による影響があるか」との質問に、説明者全員から、影響はない旨回答があった。

監査人

中堅・中小規模の監査法人として、次の監査人が仮にのれんの非償却を導入する場合の監査実務への影響について説明を行った。

- ・森脇毅氏（監査法人A&Aパートナーズパートナー）
- ・奥村俊樹氏（監査法人アヴァンティアパートナー）

(1) 減損テストの取扱いの変更における監査工数の増加の見込みや監査上の懸念

「監査法人側の監査工数および企業側の監査対応工数ともに構造的な増加が想定される。特に経営リソースが潤沢ではない企業でも対応可能となるよう十分な準備期間を設けることが望ましい」（奥村氏）、「監査工数の増加が見込まれる」（森脇氏）と説明された。

(2) 取得原価の配分(PPA)の精緻化に伴う監査工数の増加の見込みや監査上の懸念

「PPAに関しては、現行の日本基準においても実施されており、実務上も定着しているため、大幅な工数増加は想定されない」（奥村氏）、「無形資産の識別、測定において工数の増加が見込まれる」（森脇氏）との

意見が聞かれた。

(3) その他監査実務への影響

「企業・監査法人における人の確保・育成が必要」（奥村氏）、「外部専門家の利用や対応できるリソースの確保、開示への対応による工数増加が考えられる」（森脇氏）と説明された。

(4) 委員との質疑応答

委員からの「非償却を導入する場合に一番のボトルネックになるものは何か」との質問に、「減損テストの工数増加によるリソースと、専門性が高くなることへの質の確保」（奥村氏）、「減損テストのベースとなる事業計画の策定」（森脇氏）との回答があった。

財務諸表利用者

のれんの「償却+減損」の会計処理と、「減損のみ」の会計処理の違いに起因する債務者企業の財務諸表等の違いによる銀行の債務者区分や与信判断実務への影響について、全国銀行協会が会員銀行へヒアリングした結果が説明された。

内部格付の基礎となる定量格付には会計処理の違いが影響し得るものの、その他は特段の影響は生じないとの回答が紹介された。委員から質問は出されなかった。

防衛特別法人税に関する実務対応 報告、公表 — ASBJ

去る2月24日、企業会計基準委員会が、第571回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。

防衛特別法人税に関する実務対応報告

第569回親委員会(2026年3月1日号(No.1769))情報ダイジェスト参照)に引き続き、実務対応報告公開草案72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」の文案が示され審議された。

出席委員全員の賛成で公表議決された(2月27日、実務対応報告48号として公表。https://www.asbj.jp/jp/practical_solution/y2026/2026-0227.html)。

譲受人がSPCCである場合の金融資産の消滅範囲の明確化

第569回親委員会(2026年3月1日号(No.1769))情報ダイジェスト参照)に引き続き、譲受人が特別目的会社(SPC)である場合の金融資産の消滅範囲の明確化に関する、金融商品会計基準、金融商品実務

指針、連結会計基準の改正案の文案が示され審議が行われた。

出席委員全員の賛成で公開草案が公表議決された(2月27日、企業会計基準公開草案97号「金融商品に関する会計基準(案)」等として公表。コメント期限は3月31日。https://www.asbj.jp/jp/project/exposure_draft/y2026/2026-0227.html)。

金融商品の分類および測定の見直しの着手

第250回金融商品専門委員会(2026年3月10日号(No.1770))情報ダイジェスト参照)に引き続き、金融商品の分類および測定の見直しの着手および基準開発の進め方について次の事務局案が示され、審議が行われた。

(1) 金融商品の分類および測定の見直しに着手する必要性

中期運営方針における日本基準を国際的に整合性があるものとする方針の観点および減損プロジェクトを完結させる観点から、金融商品の分類および測定の見直しに着手する。

経理に「効く」法律雑学

自由という概念

弁護士 白川 敬裕

言葉は、抽象的であるほど、その意味について解釈することが必要となります。

「自由」という言葉も抽象的ですから、さまざまな意味やニュアンスが含まれます。

江戸時代頃まで、「自由」という言葉は、「わがまま」「勝手」というニュアンスで使われることが多かったようです。

「徒然草 第60段」

「この僧都、(略)世を軽く思ひたる曲者にて、万自由にして、大方、人に従ふといふ事なし。

(この僧都は、(略)世間の流儀に従わない曲者で、勝手わがまま、そもそも人に従うことがない)

「この「自由」という言葉を、西洋のLiberty(あるいはFreedom)という概念に使ったのが福沢諭吉です。

「中津留別の書」

古来、支那・日本人のあまり心付かざることなれども、人間の天性に自主・自由という道あり。ひと口に自由といえば我儘(わがまま)のように聞こゆれども、決して然(しか)らず。

自由とは、他人の妨(さまたげ)をなさずして我が心のままに事を行うの義なり。

「学問のすゝめ 初編」

自由と我儘との界(さかい)は、他人の妨を為すと為さざるとの間にあり。

福沢諭吉が紹介した西洋の「自由」の概念は、第二次世界大戦後に定められた日本国憲法に「基本的人権」として盛り込まれました。

「憲法に定められた主な自由」
「思想及び良心の自由(19条)」
「宗教の自由(20条)」
「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由(21条)」
「居住、移転及び職業選択の自由(22条①)」
「外国に移住し、又は国籍を離脱する自由(22条②)」
「学問の自由(23条)」

憲法で保障された「自由」は、福沢諭吉が述べるように、「他人に迷惑をかけない限り、自分の心のままに考え、行動できること」を意味します。

ところで、「刑法」という法律には犯罪と刑罰が定められてい

ます。そのため、「刑法は、自由のためではなく、むしろ自由を制限する法律なのでは？」と思われるかもしれません。

たとえば、日本では、SNSに政府を批判する投稿をしても処罰されることはありません。その理由は、処罰の根拠となる法律がないからです。

近代の刑法が生まれるまで、権力者が独断で処罰していた時代がありました。そのような時代の反省から、1789年のフランス人権宣言において「何が犯罪になるのか、あらかじめ法律で明確に決めておかなければならない」という原則が採用されました。

この原則は「罪刑法定主義」と呼ばれ、近代刑法の基本原則となっています。刑法を含む刑罰法規も、罪刑法定主義の原則に基づき、あらかじめ「何が犯罪になるのか」、「どのような刑罰が科されるのか」の枠組みを示すために制定されています。

逆にいえば、刑法などは、「何が犯罪にならないか」を明示しているともいえます。

「法律に書かれていなければ、少なくとも、処罰されることはない」という意味で、刑法も自由を保障する法律といえるのです。

(2) 基準開発の進め方

基準開発の進め方については、次の事務局案が示された。

① フェーズ1

着手後、まず減損プロジェクトの残課題である予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域をフェーズ1として優先して基準開発を進める。主な検討項目としては、次のものが考えられる。

- (i) 分類のアプローチ (SPP)
 - ー要件および事業モデルに基づくアプローチを採用するか
 - どうか、負債性金融商品と資本性金融商品との区分
- (ii) 実効金利法による償却原価で測定する金融資産の範囲(予想信用損失モデルを適用する金融資産の範囲)
- (iii) 組込デリバティブ
- (iv) 公正価値オプション

フェーズ1で対象とする金融資産に係る適用時期に関しては、減損に関する公開草案が最終化される時期との関係を慎重に検討しつつ、早期適用についても合わせて検討を行う。

② フェーズ2

前記①以外の領域(例…株式)については、予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域に関する検討が一巡してから、

フェーズ2として検討を開始する。その際には、利害関係者の意見を聴取しつつ、十分な分析を行ったうえで慎重に対応する。

③ 検討の進め方

基準開発においては、次に従って検討を進める。

- (i) IFRS会計基準の分類および測定のための導入した場合の影響について分析を進めつつ、必要に応じて米国会計基準の定めを参考に検討する。
- (ii) 日本基準でこれまで重視し

会計

温室効果ガス排出の開示に対する改正案、次回にも公表議決へ

—SSBJ—

去る2月25日、SSBJは第64回サステナビリティ基準委員会を開催した。

前回(2026年3月1日

号(No.1769)情報ダイジェスト参照)に引き続き、ISSB公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号の修正案」に対応する気候関連開示基準の改正について審議が行われた。

事務局は、「温室効果ガス排出の開示に対する改正」を公表するにあたり、次の項目で構成

てきた考え方や国際的に意見発信してきた内容(例…事業投資と金融投資の区分、リサイクリング、組込デリバティブの区分処理)に照らして、整理を行う。

④ その他

金融商品と保険契約全般の両会計基準の開発に関するロードマップを策定する。

委員からは進め方についてのおよそ賛意が聞かれた。

される「公表にあたって」の文案を示した。

- ・改正にあたっての方針
- ・本基準の主な改正内容
- ・適用時期等
- ・SSBJ基準の初めての改正にあたって必要と考えられる変更
- ・改正基準公表後の対応

委員からは賛意が聞かれた。

*

次回(3月10日開催予定)、公表議決を行う予定。

経理用語の豆知識



虚偽表示の評価

虚偽表示とは、報告される財務諸表項目の金額、分類、表示または注記事項と、適用される財務報告の枠組みに準拠した場合に要求される財務諸表項目の金額、分類、表示または注記事項との間の差異をいう。虚偽表示は、①財務諸表の基礎となるデータの収集または処理上の誤り、②金額または注記事項の脱漏、③事実の見落としまたは明らかな誤解から生じる会計上の見積りの誤り、④監査人が合理的でないと考ええる会計上の見積りまたは監査人が不適切と考ええる会計方針の選択および適用に関する経営者の判断、等により生ずることがある。

監査人は、明らかに僅少なものを除き、監査の過程で識別した虚偽表示を集計しなければならない。また、監査人は、監査の過程で集計したすべての虚偽表示について、適切な階層の経営者(虚偽表示を評価し、必要な措置を講ずる責任と権限を有する者)に適時に報告し、これらの虚偽表示を修正するよう経営者に求めなければならない。



不正リスク要因の検討

不正リスク要因とは、不正を実行する動機やプレッシャーの存在を示す事象や状況、不正を実行する機会を与える事象や状況、または不正行為に対する姿勢や不正行為を正当化する状況という。

監査人は、不正を実行する動機やプレッシャーの存在を示したり、または不正を実行する機会を与えたりする事象や状況の存在を識別する場合がある。不正リスク要因の重要度はさまざまであり、重要度により序列をつけることは容易ではない。

監査人は、実施したその他のリスク評価手続とこれに関連する活動により入手した情報が、不正リスク要因の存在を示しているかどうかを検討しなければならない。不正リスク要因の存在は、必ずしも不正が行われていることを示すわけではないが、不正が発生した状況においては、不正リスク要因が存在していることが多く、重要な虚偽表示リスクを示すことがある。

